

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成25年7月10日

水曜日

号外

目次

公 告

○水源地域の指定案の縦覧

1

~~~~~

## 公 告

~~~~~

水源地域の指定案の縦覧

富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号）第12条第1項の規定により次のとおり水源地域を指定しようとするので、同条第3項の規定により公告し、当該水源地域の指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該公告に係る区域内の住民及び利害関係人は、平成25年7月31日までに、当該水源地域の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月10日

富山県知事 石井 隆一

1 水源地域に含まれる土地の区域

(1) 森林の存する地域

市町村名	指定の区域（大字名）
富山市	北押川、西押川、芦生、今生津、今生津芦生入会地、牛ヶ増、薄波、太田薄波、下伏、小糸、小羽、須原、寺津、土長川原、布尻、布尻町長入会地、東猪谷、伏木、舟倉、舟渡、町長、吉野、赤倉、有峰、石渕、馬瀬、大清水、大双嶺、大山松木、小佐波、小原、小見亀谷入会、折谷、隠土、亀谷、河内、棚ヶ原、小坂、才覚地、下双嶺、砂見、瀬戸、千長原、手出、中地山、中地山亀谷入会、長棟、原、日尾、

	東小俣、東黒牧、本宮、水須、和田、八尾町足谷、八尾町天池、八尾町新屋、八尾町庵谷、八尾町入谷、八尾町上ヶ島、八尾町上ノ名、八尾町内名、八尾町上野、八尾町越後谷、八尾町大下、八尾町大玉生、八尾町大道、八尾町尾久、八尾町尾畠、八尾町上仁歩、八尾町上牧、八尾町川住、八尾町北谷、八尾町北袋、八尾町桐谷、八尾町切詰、八尾町窪、八尾町倉ヶ谷、八尾町栗須、八尾町小井波、八尾町小谷、八尾町小畑、八尾町坂ノ下、八尾町下笛原、八尾町下島、八尾町下ノ名、八尾町島地、八尾町下仁歩、八尾町清水、八尾町杉平、八尾町須郷、八尾町薄尾、八尾町専沢、八尾町草蓮坂、八尾町外堀、八尾町高尾、八尾町高熊、八尾町高野、八尾町滝谷、八尾町竹ノ内、八尾町田頭、八尾町土玉生、八尾町柄折、八尾町道畑下中山、八尾町中、八尾町中島、八尾町中仁歩、八尾町中山、八尾町夏前、八尾町西原、八尾町西川倉、八尾町花房、八尾町東川倉、八尾町東布谷、八尾町東原、八尾町平沢、八尾町二屋、八尾町武道原、八尾町細滝、八尾町正間、八尾町水無、八尾町三ツ松、八尾町水口、八尾町宮ヶ島、八尾町宮ノ下、八尾町茗ヶ島、八尾町安谷、八尾町山中、八尾町柚木、八尾町横平、八尾町吉友、八尾町鼠谷、八尾町和山、婦中町大瀬谷、婦中町皆杓、婦中町鶲谷、婦中町葎原、山田赤目谷、山田居舟、山田今山田、山田鎌倉、山田北山、山田高清水、山田小島、山田小谷、山田清水、山田宿坊、山田数納、山田谷、山田中瀬、山田中村、山田鍋谷、山田沼又、山田深道、山田牧、山田若狭、山田若土、庵谷、庵谷片掛入会地、猪谷、岩稻、加賀沢、片掛、蟹寺、西笛津、榆原、割山
高岡市	麻生谷、石堤、太田、柴野、西広谷、勝木原、山川、福岡町赤丸、福岡町上向田、福岡町五位、福岡町小野、福岡町西明寺、福岡町下向田、福岡町沢川、福岡町柄丘、福岡町花尾

魚津市	山女、大熊、鹿熊、河原波、黒谷、小菅沼、三ヶ、坪野、東城、虎谷、二ヶ、鉢、平沢、古鹿熊、松倉
氷見市	赤毛、味川、栗原、岩瀬、上田、老谷、小窪、小久米、小滝、角間、懸札、上久津呂、上余川、久目、鞍骨、胡桃、桑院、神代、白川、新保、姿、平、田江、棚懸、坪池、寺尾、床鍋、戸津宮、中谷内、早借、一刎、日名田、平沢、仏生寺、触坂、見内、三尾、余川、吉岡、吉懸
黒部市	池尻、笠破、嘉例沢、田糲、福平、宇奈月温泉、宇奈月町内山、宇奈月町浦山、宇奈月町下立、宇奈月町舟見明日音澤
砺波市	浅谷、東、井栗谷、池原、市谷、上和田、正権寺、芹谷、茶ノ木、坪野、徳万、柄上、東別所、東保、福山、増山、三合、三谷、宮森、安川、頼成、庄川町落シ、庄川町小牧、庄川町隠尾、庄川町金屋、庄川町庄、庄川町二ツ屋、庄川町前山、庄川町三谷、庄川町名ヶ原、庄川町湯谷、庄川町湯山、庄川町横住
小矢部市	浅地、安楽寺、石坂、岩崎、臼谷、内山、嘉例谷、北一、北屋敷、清原、小森谷、下屋敷、末友、杉谷内、千石、高坂、田川、谷坪野、長、峠、道坪野、道林寺、戸久、名畑、西中野、二ノ滝、蓮沼、畠中、八伏、八講田、埴生、原牧、原牧新、平桜、藤森、別所滝、法楽寺、松尾、松永、峰坪野、宮須、宮中、森屋、六郎谷
南砺市	在房、石田、石田東石田入会、井口、上田、上田外二拾六ヶ村入会地、梅原、上見、大鋸屋、金戸、上原、神成、北野、北野西明入会、北野村外二ヶ入会、北野蓑谷入会、是安、西明、瀬戸、高畠、田尻、田屋、塔尾、徳成、利波河、中尾、西原、野口、野田、信末、東殿、東西原、久戸、細野、正谷、蓑谷、宗守、理休、林道、相倉、猪谷、入谷、大崩島、大島、小原、皆葎、籠渡、上梨、上松尾、来栖、小来栖、下出、下出外三ヶ村入会、下梨、城、障子倉、寿

	川、杉尾、祖山、高草嶺、高草嶺夏焼入会、高草嶺東中江 夏焼入会、田代、田向、渡原、中畠、梨谷、夏焼、東中江、 見座、新屋、猪谷、打越、漆谷、小瀬、小原、皆蓬、桂、 上平細島、上中田、楮、下島、菅沼、田下、成出、西赤尾 町、東赤尾、真木、蓬島、利賀村、利賀村阿別当、利賀村 阿別當坂上入会、利賀村新山、利賀村岩渕、利賀村上畠、 利賀村大牧、利賀村大豆谷、利賀村押場、利賀村上百瀬、 利賀村上百瀬百瀬川入会、利賀村北島、利賀村北原、利賀 村北豆谷、利賀村栗當、利賀村坂上、利賀村下原、利賀村 仙野原、利賀村草嶺、利賀村大勘場、利賀村大勘場水無入 会、利賀村高沼、利賀村柄原、利賀村長崎、利賀村細島、 利賀村水無、利賀村百瀬川、院瀬見、井波、井波外二入会、 井波外五入会、井波外四入会、今里、大谷、大寺、沖、北 市、北川、志観寺、杉谷、清玄寺、谷、東城寺、藤橋、山 見、連代寺、池尻、池田、石田東石田入会、井口、井口田 屋、大野、川上中、久保、蛇喰、田屋川上中入会、田屋東西原、 東西原外拾三入会、東西原外十ヶ入会、宮後、梅ヶ島、 上川崎、桐木、七村、晚田、布袋、前田、三ツ屋、森、 安居、臼中、大西、開発、香城寺、小院瀬見、小坂、小二 又、小山、才川七、坂本、重安、祖谷、竹内、館、立野原 西、立野脇、綱掛、天神、刀利、土山、土生、樋瀬戸、広 谷、太美館、山本、吉見、米田、嫁兼
射水市	青井谷、上野、黒河、黒河新、浄土寺、入会地、橋下条、 平野、山本
上市町	浅生、伊折、伊折外 6ヶ村入会地、稻村、折戸、五位尾、 积泉寺、千石、中村、西種、東種、蓬沢、蓬沢虎谷蓑輪入 会地
立山町	芦嶋寺、芦見、池田、伊勢屋、小又、上瀬戸、座主坊、四 谷尾、下瀬戸、城前、白岩、瀬戸新、谷、千垣、柄津、長 倉、松倉、虫谷、目桑、六郎谷

入善町	舟見
朝日町	笛川、大平、南保、蛭谷、山崎

(なお、別紙図面表示のとおり)

(2) その他水資源を保全するため必要と認められる地域

市町村名	水源名	指定の区域（大字名）
上市町	穴の谷の靈水	黒川の一部、護摩堂の一部 (なお、別紙図面表示のとおり)
	大岩山日石寺の藤水	大岩の一部、檜谷の一部 (なお、別紙図面表示のとおり)

2 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

(1) 場所

富山県生活環境文化部県民生活課

なお、富山県ホームページで閲覧可能

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html)

(2) 期間

平成25年7月10日から平成25年7月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(1) 提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県生活環境文化部県民生活課

(2) 提出期限

平成25年7月31日

(「別紙図面」は、省略し、2の(1)に掲げる縦覧の場所に備え置いて縦覧に供する。)

6 平成25年7月10日

富山県報

号外

平成25年7月10日印刷発行

発行 富

山 縣

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076-444-3153番
